

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

事務局 一般

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。ただし、第十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年六月四日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第三条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 勤務時間を割り振らない日 勤務時間条例第四条第三項の規定により設ける勤務時間を割り振らない日という。

第三条の二第二項中「及び第四項」を削る。

第三条の三第一項及び第二項中「第四条第四項第一号」を「第九条の三第一項」に改める。

第三条の四第二項を削る。

第四条第三項第八号中「週休日」の下に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第十五号中「週休日」の下に「及び勤務時間を割り振らない日」を加える。

第八条の二第二項中「職員は、週休日」の下に「及び勤務時間を割り振らない日」を加え、同項ただし書中「週休日の振替命令簿」を「週休日等の振替命令簿」に改める。

第四号様式の二中「週休日の振替命令簿」を「週休日等の振替命令簿」に、

週休日	を	週休日及び勤務時間を割り振らない
-----	---	------------------

に改める。

第十三号様式中「現住所」及び「勤務所」を削り、「職氏名」を「氏名」に、「企画

管理室長」を「総務課長」に改める。